

親しむ、活かす、創る、 県民の文化

富山県民文化計画策定

県民の文化の振興に寄せる期待が大きくなるなかで、県では文化振興施策を総合的、計画的に推進するため、一昨年に制定した富山県民文化条例に基づき、このたび富山県民文化計画を策定しました。この計画は、

- ① 県民の文化活動を通じた心の豊かさの追求を支援すること
 - ② 富山ならではの文化の創造活動を支援すること
 - ③ 文化振興を通じて地域の活性化を推進すること
- を目的に、県の施策の方向とその実現に向けた方策を示し、「文化の香り高いふるさと富山」の実現をめざすものです。以下では、計画の概要を紹介します。

文化を取り巻く環境の変化

人々の価値観や欲求がますます多様化するとともに自由時間が増加し、余暇に対するニーズも高まっています。また、女性の社会進出が進み、ボランティア活動への関心も高まっています。

さらに、少子・高齢化や情報化、国際化の進展など、文化を取り巻く環境は大きく変化しています。また、最近、小矢部市の桜町遺跡や、大山町の恐竜足跡化石など大きな発見が相次いでいることや、五箇山の合掌造り集落の世界遺産への登録、高岡市の瑞龍寺の国宝指定などを契機として、文化財への関心も高まっています。

文化振興のための施策

文化振興のための施策は、大きく分けて次の二つの柱から構成されています。

- I 文化基盤の充実と活性化
文化活動の主体である「人」、その活動の舞台である「場」、それらの多様な「ネットワーク」などの充実、活性化を推進します。
- II 行政の文化化の推進
行政自身が地域文化形成の一主体であることを再認識し、行政の文化化を推進します。

発表の機会の提供などを通じて、文化活動のきっかけづくりを推進します。また、県民が技や才能を披露し、コレクションを公開するなど、開かれた交流の中で文化を楽しむ運動を進めます。さらに、本県の特徴ある生活文化の継承発展を推進します。加えて、生涯学習機関等において富山の文化を学び楽しむ講座等を推進します。

さらに、専門高等教育等を促進するとともに、若手芸術家等に対する発表機会の提供などを通じて、若手人材の活動を支援します。

文化基盤の充実と活性化

新世紀の文化を担う人づくり

① 文化を楽しむ生活の普及
県民のすべてが気軽に文化に親しみ、文化を生活に活かし、心豊かな生活を営む「文化を楽しむ生活」の普及を推進します。このため、ゆとりを創出する時間の確保や鑑賞機会の提供、身近な指導者の発掘、実践的入門講座・教室の開設、



② 明日の文化を担う青少年の育成
文化学習の指導にあたる専門的教職員の確保、優れた芸術文化などの鑑賞機会の提供や郷土学習の促進などを通じて、児童・生徒の文化学習を推進します。また、優れた指導者の派遣、文化活動の発表機会の提供、地域が一体となった伝統芸能の継承などを通じて、児童・生徒の課外活動を支援します。



③ 女性の文化活動の促進
親子での鑑賞機会の提供などを通じて、身近な文化活動のきっかけづくりを推進するとともに、女性美術展の開催などにより、女性の主体的な文化活動を促進します。

④ 指導的専門的人材の確保
若手やアマチュアなどの指導にあたる人材の養成・確保を進めるとともに、全国や世界で活躍している本県ゆかりの芸術家等の県内における活動を支援します。また、伝統工芸等の技能者を社会的に評価し、優れた技能の継承を推進します。



⑤ 文化ボランティア活動への支援
文化施設を中心に継続的な活動を行うための組織づくりや、公立文化ホールで組織されている公立文化施設協議会等による文化ボランティアの募集や研修等を支援します。また、埋蔵文化財の解説や発掘調査補助等を行うボランティアの活動を支援します。



▲平成9年から始まった「富山県民芸術文化祭」オープニングフェスティバルより



さらに、市町村や民間団体が行う特徴ある国際交流事業などを支援します。

⑥芸術文化団体への支援

県内の芸術家やグループ等の連合組織や市町村文化協会の活動を支援します。

⑦文化遺産を愛護する団体への支援等

県民の文化遺産愛護意識をはぐくむとともに、環境整備、維持管理などを行う文化遺産愛護団体への支援や指導的人材の育成を進めます。

豊かな文化活動の場づくり

①県民の日常的な活動の場の整備

公民館など身近な公共施設について、住民ニーズに沿った利用を推進します。

②発表の場の整備

文化施設について、自主事業の充実、専門スタッフの養成と確保、友の会や文化ボランティアとの連携、バリアフリー化（障壁の除去）をはじめとする高齢者や障害者への対応などの利用しやすい管理運営体制等を推進します。

また、文化施設が地域文化を育て、発信する役割を持つことから、住民



のマイホール意識、マイミュージアム意識の高揚を推進します。

③街の中の舞踊空間

各種の事業を活用し、商店街や公園などの賑わい空間における文化活動の舞台づくりを推進します。



②交流の諸条件の整備

文化交流を支える文化ボランティア、通訳・観光ボランティアなどの活動を促進し、県民のもてなす心（ホスピタリティ）が育まれるよう努めます。また、各種都市機能など、交流基盤の整備を推進します。



③地域文化ネットワークの形成

県民、企業、市町村、県等の連携により、地域住民共通の誇りとなる文化資源（文化財、伝承・風習、自然や景観、地場産業など）の掘り起こしや、これらを活用した地域の活性化を推進します。

また、文化施設の人材、施設、情報、事業のネットワークづくりを推進します。



④複合的な文化ゾーンの形成

県民の多様なニーズに対応するため、文化施設や商店街、公園などを隣接、複合させ、地区全体が文化ゾーンとなるような都市整備を推進します。

⑤芸術の創作空間の整備

本県の雄大な自然や優れた住環境を活かし、創作や練習の場の整備等を推進します。

⑥文化遺産の継承と振興

文化遺産に対する関心の高まりにこたえ、県民の文化学習等に文化遺産が適切に利用されるよう、修理復元、発掘調査、後継者育成、教育普及活動などを進めます。

また、文化財登録制度の活用等による近世近代の建造物や歴史的町並み等

文化情報の収集、提供

民間と行政が協力し、補完することにより、総合的に情報の提供を推進します。また、「とやま学遊ネット」や公立文化施設協議会等による文化情報の提供の充実を進めます。



文化に関する産業の振興等

商品開発への支援や商店街活性化事業等を通じて、伝統産業や地場産業、デザイン産業、イベント産業など、文化に関する産業を振興します。

また、企業などによる芸術文化の支援活動（いわゆるメセナ活動など）を奨励します。

行政の文化化の推進

個性豊かな地域文化を形成するため、うるおいとやすらぎのある文化的な生活環境の整備を進め、県有建築物を

の保存と活用を促進するとともに、合掌造り集落等の歴史的景観や自然景観の保存とこれらを活かした地域づくりを推進します。



多様な文化活動のネットワークづくり

①文化交流の促進

県民芸術文化祭などの文化行事を実施するとともに、国内交流機会を提供します。

また、世界的レベルのコンクールの開催など国際交流機会を提供するほか、「環日本海地域の美術展の開催や、「日本海学」の創造をめざす日本海博物館（仮称）計画の推進などを通じて、環日本海文化交流を推進します。



はじめとする公共施設の整備にあたっては、美観や快適性、環境等への配慮に努めます。また、市町村等のこうした取り組みを支援します。

さらに、行政サービスについて、親しみやすさや分かりやすさなどに配慮し、事業への住民の参加等を進めます。

文化は、選ばれた一部の人々が創造するものではなく、また、祭りなど特別の日に限って味わい、楽しむものでもありません。

今日、多くの人が、生活の一部として文化に親しみ、文化活動を楽しみ、そのなかに日々の喜びを見いだそうとしています。

県では、県民一人ひとりの自由な文化活動を尊重し、県民や関係団体、関係機関、市町村等と密接な連携のもと、「文化の香り高いふるさと富山」の実現に努めていきます。